

社会福祉法人瀬戸松ヶ丘の会
役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松ヶ丘の会（以下「法人」という）の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という）の報酬等及び費用弁償等に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 定款第9条及び定款第23条により、役員等に対して報酬を支給することができる。

- 2 理事、監事については、理事会、評議員会に参加した時間に1時間につき2,000円の報酬額（1回3,000円に満たない場合は3,000円）を乗じた額を支給する。ただし、職員である理事には支給しない。
- 3 監事が、会計年度終了後、事業報告及び決算について監査を行ったときは、12,000円を支給する。
- 4 評議員、評議員選任・解任委員は、評議員会（事前の議案の説明等を含む、以下同じ）、評議員選任・解任委員会へ出席したときは、市内在住者については1回3,000円、市外在住者については1回4,000円を支給する。ただし、職員である評議員選任・解任委員には支給しない。

(費用弁償)

第3条 職員でない理事・監事が、理事会及び評議員会に出席する場合の交通費は、居住地から本部までの往復の距離に40円を掛けた額を支給する。ただし、公共交通機関を利用した場合は、その費用を弁償する。

(報酬及び費用弁償の支払方法)

第4条 報酬及び交通費の支払い方法は、次のとおりとする。

理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席の都度、現金にて支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(交通費等)

第5条 役員等が、法人の業務のために旅行したとき（前3条を除く）は、その費用を支給する。

- 2 職員でない役員等については、居住地から本部までの往復の距離に40円を掛けた交通費を支給する。ただし、公共交通機関を利用した場合は、その費用を支給する。

3 宿泊料は、職員の旅費規程に準じて支給する。

(改廃)

第6条 この規程の改正については、定款第11条により評議員会の議決を要する。

附 則

第1条 この規程は、令和2年6月19日から施行する。

附 則 (令和3年1月20日 決議の省略による評議員会)

この規程は、令和2年9月18日から施行する。

附 則 (令和4年3月15日 決議の省略の方法による第11回評議員会)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月16日 第18回評議員会決議)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。